



ベースアップ評価料について

当事業所では、2024年6月施行の診療報酬改定により新設された「ベースアップ評価料」の算定を開始いたします。

「ベースアップ評価料」は、医療従事者の賃上げを行うことにより、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための国の取り組みです。

これに伴い、ご利用者様の訪問看護療養費に下記点数が加算いたしますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

2025年4月以降、「ベースアップ評価料」を以下の通り算定します。

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 780円(月1回)

※ベースアップ評価料による訪問看護療養費の上乗せ分は、全て医療従事者の処遇改善に充てられます。